

○ 石川県警察本部業務継続計画(大規模災害対応)の全部改正について

令和4年11月30日備甲達第126号  
務甲達第173号、生企甲達第125号  
刑企甲達第103号、交企甲達第101号  
公甲達第96号  
石川県警察本部長から部課署長あて

- 対号1 平成24年9月5日付け備甲達第63号、務甲達第66号、生企甲達第107号、刑企甲達第102号、交企甲達第83号、公甲達第69号「石川県警察本部業務継続計画(大規模災害対応)の制定について(通達)」
- 対号2 令和3年10月14日付け備甲達第143号、務甲達第136号、生企甲達第112号、刑企甲達第87号、交企甲達第96号、公甲達第50号「石川県警察緊急事態等初動措置要領の全部改正について(通達)」
- 対号3 令和3年10月14日付け備甲達第144号、務甲達第137号、生企甲達第113号、刑企甲達第88号、交企甲達第97号、公甲達第51号「石川県警察大規模災害等警備計画の制定について(通達)」
- 対号4 令和3年10月14日付け備甲達第145号、務甲達第138号、生企甲達第114号、刑企甲達第89号、交企甲達第98号、公甲達第52号「石川県警察原子力災害警備計画の全部改正について(通達)」
- 対号5 令和3年12月13日付け備甲達第165号、務甲達第153号、生企甲達第122号、刑企甲達第107号、交企甲達第116号、公甲達第60号「大規模災害時等における初動対応マニュアル「警察本部版」の制定について(通達)」
- 対号6 令和4年11月30日付け備甲達第121号、務甲達第168号、

生企甲達第120号、刑企甲達第98号、交企甲達第96号、  
公甲達第91号「石川県警察緊急事態等初動措置要領の  
一部改正について(通達)」

対号7 令和4年11月30日付け備甲達第122号、務甲達第169号、  
生企甲達第121号、刑企甲達第99号、交企甲達第97号、  
公甲達第92号「石川県警察大規模災害等警備計画の一  
部改正について(通達)」

対号8 令和4年11月30日付け備甲達第123号、務甲達第170号、  
生企甲達第122号、刑企甲達第100号、交企甲達第98号、  
公甲達第93号「大規模災害時等における初動対応マニ  
ュアル「警察本部版」の一部改正について(通達)」

対号9 令和4年11月30日付け備甲達第124号、務甲達第171号、  
生企甲達第123号、刑企甲達第101号、交企甲達第99号、  
公甲達第94号「石川県警察原子力災害警備計画の一部  
改正について(通達)」

対号10 令和4年11月30日付け備甲達第125号、務甲達第172号、  
生企甲達第124号、刑企甲達第102号、交企甲達第100  
号、公甲達第95号「原子力災害発生時における対応マニ  
ュアルの全部改正について(通達)」

この度、見出し計画を全部改正したので、事務処理上遺漏のないようにさ  
れたい。

なお、対号1は廃止する。

石川県警察本部業務継続計画  
(大規模災害対応)

令和4年11月  
石川県警察本部

## 目 次

第1	総則	1
1	本計画の目的	1
2	想定する地震・津波と被害想定	1
(1)	想定する地震と被害想定	1
(2)	想定する津波と被害想定	2
3	実施方針等	3
(1)	実施方針等	3
(2)	警察署における対応	3
第2	実施体制等	3
1	業務継続計画の発動等	3
2	業務継続実施責任者	3
3	業務継続実施副責任者	3
第3	非常時優先業務	4
1	業務の分類及び発災時における執務の方針	4
(1)	業務の分類	4
(2)	災害時における執務の方針	4
2	非常時優先業務の特定等	4
(1)	非常時優先業務の特定	4
(2)	非常時優先業務の特定に係る調整	5
3	非常時優先業務と人員計画	5
第4	業務継続のための執務体制の確立	5
1	招集	5
2	安否確認	5
3	参集	5
(1)	参集	5
(2)	平素からの措置	5
4	職務代行者の選定	6
第5	業務継続のための執務環境等の整備	6
1	庁舎機能の確保等	6
(1)	庁舎	6
(2)	電力	6
(3)	エレベーター	6
(4)	じゅう器転倒防止措置	6
2	負傷者等への対応	6
(1)	負傷者の救護	6
(2)	医療機関に係る情報提供	6
(3)	来庁者への対応	7
(4)	帰宅が困難となった職員等への対応	7
3	備蓄等	7
(1)	備蓄食料等の管理	7
(2)	事務用物資等の管理	7
(3)	原子力災害装備品の管理	7
4	代替施設	7
(1)	代替施設の整備・多重化	7
(2)	災害警備本部等の移転	7
(3)	移転経路	7
5	情報通信の確保及び情報システムの維持	7
(1)	通信の確保	7
(2)	情報システムの維持	8
第6	教養訓練	8

## 第1 総則

### 1 本計画の目的

本計画は、石川県地域防災計画が対象とする大規模災害が発生した場合において、石川県警察及び中部管区警察局石川県情報通信部が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 想定する地震・津波と被害想定

#### (1) 想定する地震と被害想定

本計画の地震被害想定は、石川県地域防災計画（地震災害対策編）で想定されている「大聖寺」、「加賀平野」、「邑知潟」、「能登半島北方沖」の4つの地震とし、想定震源断層を次のとおりとする。

##### ○ 大聖寺の地震

1930年に発生した地震と剣ヶ岳断層を結んだ位置に想定震源断層を設定

##### ○ 加賀平野の地震

森本断層と富樫断層を含む延長線に想定震源断層を設定

##### ○ 邑知潟の地震

邑知潟北縁の断層を考慮し、羽咋・七尾を結んだ位置に想定震源断層を設定

##### ○ 能登半島北方沖の地震

1993年の地震の震央と1985年の7月と10月に発生した地震の震央を結ぶ線は、能登半島北縁の海岸線とほぼ平行になる。この線は、海底地形の急峻部にも相当する。これらに基づき、地震の震央を結んだ線をもとに想定震源断層を設定



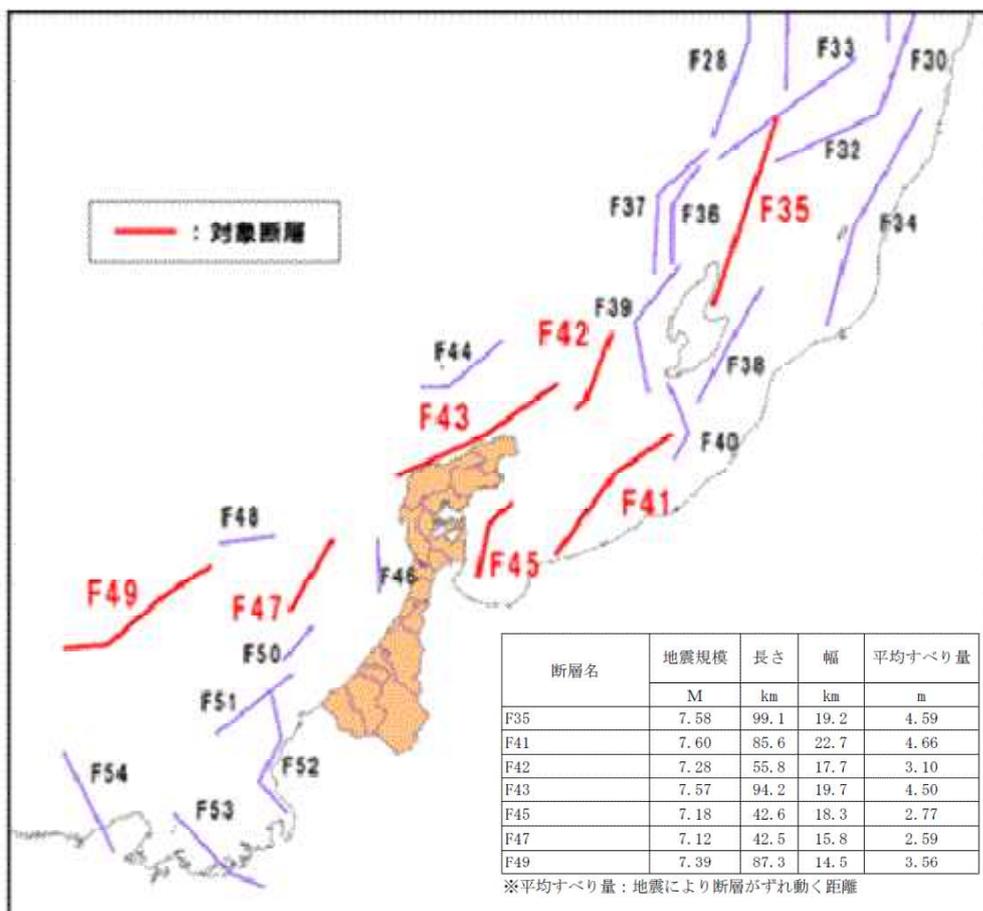
(「石川県地域防災計画」から引用)

なお、各地震が発生した場合に想定される被害は、別添1のとおりである。

(2) 想定する津波と被害想定

本計画の津波被害想定は、石川県地域防災計画（津波災害対策編）で想定されている「F35」、「F41」、「F42」、「F43」、「F45」、「F47」、「F49」を波源とする7つの津波とし、各津波発生場所を次のとおりとする。

- F35  
日本海東縁部で津波発生と想定
- F41  
能登半島東方沖で津波発生と想定
- F42  
能登半島珠洲沖で津波発生と想定
- F43  
能登半島北方沖で津波発生と想定
- F45  
富山湾西部で津波発生と想定
- F47  
能登半島西方沖で津波発生と想定
- F49  
石川県西方沖で津波発生と想定



（「石川県地域防災計画」から引用）

なお、各津波が発生した場合に想定される被害は、別添2のとおりである。

### 3 実施方針等

#### (1) 実施方針等

##### ア 実施方針

本計画の実施に当たっては、石川県警察本部（以下「警察本部」という。）、中部管区警察局石川県情報通信部（以下「情報通信部」という。）及び警察署が相互に連絡を密にして一体的な活動を行い、大規模災害の発生時における警察業務の迅速かつ適切な実施に努めるとともに、石川県知事部局等関係機関とも連携し、総合的な業務継続の推進に努めるものとする。

なお、本計画の内容については、絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

##### イ 石川県公安委員会への報告

本計画の実施に当たり、石川県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）、警察本部及び情報通信部は、相互に連絡を密にして一体的な活動を行い、その事務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

警察本部は、この計画の実施状況について、時機を逸することなく県公安委員会に報告し、県公安委員会の管理の下、その権限に属された事務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

#### (2) 警察署における対応

警察署においては、この計画に準じた業務継続計画を策定し、相互に整合性を図るものとする。

また、警察署は、業務継続計画を策定又は変更した場合には、警備部警備課（以下「警備課」という。）に当該計画を送付するものとする。

### 第2 実施体制等

#### 1 業務継続計画の発動等

大規模災害が発生し、石川警察緊急事態等初動措置要領に基づく災害警備本部が設置された場合、災害警備本部長が、必要に応じて本計画の発動を命ずるものとする。

また、同本部は、電力・通信等のライフライン、公共交通機関の復旧等により、人的・物的資源が確保されたときは、本計画の終了を検討し、災害警備本部長が本計画の終了を命ずるものとする。

#### 2 業務継続実施責任者

警察本部及び情報通信部の各所属に業務継続実施責任者を置き、各所属の長をもって充てる。業務継続実施責任者は、大規模災害の発生時に的確に業務継続を推進するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

#### 3 業務継続実施副責任者

警察本部及び情報通信部の各所属に業務継続実施副責任者を置き、各所属の次席（相当職を含む。以下同じ。）をもって充てる。業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

### 第3 非常時優先業務

#### 1 業務の分類及び発災時における執務の方針

##### (1) 業務の分類

警察本部及び情報通信部は、大規模災害の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務（大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察本部及び情報通信部が執るべき措置（業務）をいう。以下同じ。）、継続の必要性の高い通常業務（電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員家族の被災等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務をいう。以下同じ。）及びその他の通常業務に分類するものとする。

##### (2) 災害時における執務の方針

ア 警察本部及び情報通信部は、大規模災害が発生した場合には、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、積極的に休止し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。

イ 警察本部及び情報通信部は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。

ウ 警察本部及び情報通信部は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。

#### 2 非常時優先業務の特定等

##### (1) 非常時優先業務の特定

警察本部及び情報通信部は、人員・体制及び次表に定める業務の停止に伴う社会的影響を考慮し、影響が「中程度（レベルⅢ）」以上とした業務を非常時優先業務とし、「小さい（レベルⅡ）」以下にとどまるとした業務については、原則として非常時優先業務から除外するものとする。

なお、警察本部の各部及び情報通信部における非常時優先業務は、別添3のとおりとする。ただし、その他の通常業務のうち、業務の縮小・中断に伴う社会的影響から再開の必要が認められる業務については、災害警備本部長と当該業務を主管する業務継続実施責任者が協議の上、適切に対処するものとする。

表 業務の停止に伴う社会的影響の基準

影響の基準		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベルⅠ	軽微	社会的影響はわずかにとどまる。
レベルⅡ	小さい	若干の社会的影響が発生する。
レベルⅢ	中程度	社会的影響が発生する。
レベルⅣ	大きい	相当の社会的影響が発生する。
レベルⅤ	甚大	甚大な社会的影響が発生する。

## (2) 非常時優先業務の特定に係る調整

警察本部は、非常時優先業務の特定に当たっては、当該業務が石川県知事部局等関係機関の所掌する業務と密接に関連する場合には、当該機関と必要な調整を行うものとする。

## 3 非常時優先業務と人員計画

業務継続実施責任者は、職員の一部又は大半が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。特に、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずるものとする。

## 第4 業務継続のための執務体制の確立

### 1 招集

警察本部及び情報通信部は、大規模災害が発生したときは、石川県警察緊急事態等初動措置要領に定めるところにより招集を行い、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

### 2 安否確認

- (1) 警察本部は、大規模災害が発生した場合には、「平成29年公安委員会申合第2号」に基づき、石川県公安委員会委員長及び石川県公安委員会委員の安否を確認するものとする。
- (2) 警察本部及び情報通信部の職員（以下「職員等」という。）は、大規模災害が発生した場合、「大規模災害時等における初動対応マニュアル「警察本部版」」に基づき、本人及びその家族の安否について報告するものとする。

### 3 参集

#### (1) 参集

ア 職員等は、大規模災害が発生したときは、石川県警察緊急事態等初動措置要領に定めるところにより、警察本部、代替施設（第5の4の代替施設をいう。以下同じ。）等に参集し、非常時優先業務を実施するものとする。

なお、職員等は、参集に際し、必要と認められる衣類等を持参するものとする。

イ 警備課は、災害警備本部等の機能を代替施設に移転する必要がある場合、代替施設への参集を各所属を通じて、携帯電話、メール等を活用し、速やかに職員等に伝達するものとする。ただし、自所属又は災害警備本部等から参集に関する特別な指示がある場合は当該指示に従うものとする。

#### (2) 平素からの措置

ア 警備課は、職員等の居住地等を考慮して、初動対応に当たる職員を指定し、当該職員に参集要領を周知しておくものとする。

イ 職員等は、大規模災害の発生時には公共交通機関が利用できない可能性が高いこと、及び道路についても火災や建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、平素から訓練等を通じ、複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認するものとする。

#### 4 職務代行者の選定

業務継続実施責任者は、被災等で幹部に欠員（事故）が生じた場合に備え、あらかじめ職務代行者を定めておくものとする。

### 第5 業務継続のための執務環境等の整備

#### 1 庁舎機能の確保等

##### (1) 庁舎

ア 警察本部及び情報通信部は、大規模災害が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は、警務部会計課（以下「会計課」という。）に通報の上、立入禁止等の措置を講じるものとする。

イ 警察本部及び情報通信部は、大規模災害が発生したときは、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、会計課は庁舎の機能維持に必要な清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

##### (2) 電力

ア 警察本部及び情報通信部は、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくものとする。

イ 警察本部及び情報通信部は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

##### (3) エレベーター

警察本部は、大規模災害の発生に伴い、庁舎内のエレベーターにおいて救助を要する事案が発生したときは、警務部会計課長等と連携し、必要な措置を執るものとする。

##### (4) じゅう器転倒防止措置

警察本部及び情報通信部は、大規模災害の発生に備え、執務室内のキャビネット等の転倒及び落下を防止するための措置を執るものとする。また、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

#### 2 負傷者等への対応

##### (1) 負傷者の救護

ア 警察本部及び情報通信部は、大規模災害の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。

イ 警察本部及び情報通信部は、大規模災害の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護措置を行うとともに、負傷状況に応じて医療機関に搬送するものとする。

ウ 警務部厚生課（以下「厚生課」という。）は、負傷者の応急救護処置や医療機関への連絡、搬送の支援を行うものとする。

##### (2) 医療機関に係る情報提供

厚生課は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ対応が想定できる医療機関の資料を作成し警察本部及び情報通信部の各所属に周知するものとする。

(3) 来庁者への対応

ア 警察本部は、大規模災害の発生により、来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない場所・範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。

イ 警察本部は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、災害警備本部等の調整の下、来庁者を庁舎周辺の避難場所等に案内又は誘導するものとする。

(4) 帰宅が困難となった職員等への対応

警察本部は、大規模災害が発生したときは、交通機関の途絶、道路の損壊等により帰宅が困難となった職員等の一時待機場所を確保するものとする。

3 備蓄等

(1) 備蓄食料等の管理

会計課及び警備課は、大規模災害の発生時において食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食料等の適切な管理を図るものとする。

(2) 事務用物資等の管理

警察本部及び情報通信部は、大規模災害の発生時において事務用物資が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

(3) 原子力災害装備品の管理

会計課及び警備課は、原子力災害に備え、放射性粉塵用簡易防護服等の原子力災害装備資機材の整備充実及び管理を図るものとする。

4 代替施設

(1) 代替施設の整備・多重化

警察本部は、大規模災害の発生時において、警察本部庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、災害警備本部等の機能を移転し得る代替施設の整備・多重化に努めるものとする。

(2) 災害警備本部等の移転

警察本部庁舎の安全が確保されていない場合、その他当該庁舎を使用することが適当でないと認める場合は、災害警備本部長の判断により、災害警備本部等を警察学校、金沢中警察署、金沢東警察署又は白山警察署のいずれかに移転するものとする。

(3) 移動経路

災害警備本部は、大規模災害の発生時において、警察本部庁舎から代替施設へ移動する経路について、被災状況に応じ最も適切な経路を選定し、職員等に指示するものとする。

5 情報通信の確保及び情報システムの維持

(1) 通信の確保

情報通信部は、大規模災害の発生時において迅速かつ的確な指揮命令及び現場

の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、災害警備本部等の立ち上げ、現場の通信対策、関係機関等との連絡調整等を行う担当職員を指定する。

また、通信事業者等との連絡要領及び担当窓口を明確化し、担当職員以外の職員にも広く周知しておく等、担当職員の不在に対応した体制の確保を図る。

(2) 情報システムの維持

警務部情報管理課及び情報通信部は、各種情報システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報システムの操作方法の教養等を実施する。

また、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、大規模災害の発生時においても早期に障害から復旧できるように、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の復旧体制を確保する。

第6 教養訓練

- 1 警備部警備課長及び業務継続実施責任者は、職員等に対し、本計画に関する教養、招集・参集訓練、発災時を想定した初動措置訓練等を実施し、業務継続のための手順等について周知徹底を図るとともに、その実施結果を検証し、災害対策等に反映させるものとする。
- 2 情報通信部は、災害警備本部の立ち上げ、非常時優先業務の実施に必要な通信資機材の展開等を確実に行うことができるよう訓練を実施するとともに、担当職員の不在に備え、代替職員に対する各種情報システムの操作方法の教養等を実施するものとする。